平成２８年（フ）第１８５号
埼玉県ふじみ野市大原２丁目４番21号　スターヴィヴレ302号
債務者　工藤　幸哉
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８６号
埼玉県富士見市水谷東３丁目28番12号
債務者　藤澤　竹雄
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４６４号
大阪市東成区大今里３丁目13番９号ハイツロータリー３Ｂ号
債務者　濱田　敏彦
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５７８号
大阪市福島区福島４丁目２番73―501号、前住所大阪市福島区福島３丁目６番６　ファーストリバー904号
債務者　三谷　京子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６８３号
大阪市西成区天神ノ森１丁目７番４号　ラフィーネ聖天坂Ｖ番館　203
債務者　佐々木　渚（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６９３号
大阪府池田市豊島北１丁目５番４―73号
債務者　新木　　真（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７１２号
大阪府吹田市南金田１丁目９番12号（809）
債務者　斉藤　一彦
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４９号
大阪府豊中市服部本町５丁目２番３―904号
債務者　川畑　芳美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３号
北海道旭川市永山４条４丁目１番６号　コーポケンコウⅢ　201号室
債務者　玉置　一太
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４号
北海道旭川市永山４条４丁目１番６号　コーポケンコウⅢ　201号室
債務者　玉置　英里
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７４号
北海道旭川市春光７条８丁目２番18号　コーポやまこし201号
債務者　山越也壽男
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７５号
北海道旭川市東光13条２丁目４番２号　サンハイツ東光Ａ202
債務者　磯野　昭仁
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８６号
北海道旭川市大町１条14丁目231番地　武田昭子方
債務者　高薄　美子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１５５号
東京都港区高輪１丁目16―21―701
債務者　濱　　育子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部